

「特別支援学校就職サポート隊こうち」登録制度実施要項

主催 高知県教育委員会

後援 高知労働局

1 目的

企業及び事業者の皆さんが、特別支援学校の生徒のことを理解し、受け容れていただくことによって、障害のある人の社会参加が一層進みます。特別支援学校の生徒たちが、職業自立することは、障害のある人となない人が共に認めあえる共生社会の実現につながります。

「特別支援学校就職サポート隊こうち」では、企業及び事業者、特別支援学校、労働局などの関係をつなぎ、職業教育の充実及び就労支援の強化、卒業後も継続して支援を受ける環境づくりを目的としています。

2 定義

この要項における用語の定義については、次のとおりとする。

- (1) 職場見学とは、生徒・教職員を対象として職場の見学及び業務内容等の説明を行うことをいう。
- (2) 就業体験とは、進路指導の一環として、生徒が事業所等において1～3日程度行う職場体験のことである。
- (3) 産業現場等における実習（現場実習）とは、職場実習ともいい、生徒が職業教育の一環として職場等での生活や仕事を通して、働くことの大切さや社会生活の実際を産業現場等において一定期間（1～3週間）経験する学習のことをいう。
- (4) 作業学習とは、作業活動を学習の中心としながら、生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会的自立に必要な事柄を総合的に学習するものをいう。
- (5) 技能検定とは、高知県教育委員会が実施する中学部・高等部生徒を対象とした3分野（清掃、接客、情報）の検定のことをいう。

3 サポート内容

この要項に定める登録制度は「特別支援学校就職サポート隊こうち」とし、サポート内容は次のいずれかのうち企業及び事業者において対応可能なものとする。

- (1) 職場見学への協力
- (2) 就業体験への協力
- (3) 現場実習への協力
- (4) 学校の授業・校内の作業学習への助言・指導
- (5) 技能検定への協力（審査員、技術指導等）
- (6) 就職促進（雇用）
- (7) その他、就職促進に関すること（キャリア教育戦略会議等への参加）



4 参加申し込み

本制度の趣旨に賛同して「3 サポート内容」に示すサポートを行おうとする企業及び事業者は、「特別支援学校就職サポート隊こうち」参加申込書（様式第1号）を高知県内の特別支援学校又は、高知県教育委員会事務局特別支援教育課に提出する。なお、高知県教育委員会事務局特別支援教育課のホームページリンク先の電子申請ページからも参加申込書（様式第1号）を提出することができる。

5 登録

- (1) 「特別支援学校就職サポート隊こうち」参加申込書（様式第1号）を受理した特別支援学校長は、サポート内容を確認の上、高知県教育長（以下「教育長」という。）に提出する。
- (2) 教育長は、協力内容が「3 サポート内容」のいずれかの事項に該当すると認められた場合、「特別支援学校就職サポート隊こうち」として登録する。
- (3) 教育長は、登録企業に登録証（様式第2号）を交付するとともに、登録した企業及び事業者名やサポート内容等について周知する。

6 変更の届出

登録企業及び事業者は、次の事項に変更があった場合は、「特別支援学校就職サポート隊こうち」変更届出書（様式第3号）により、速やかに教育長へ提出する。なお、高知県教育委員会事務局特別支援教育課のホームページリンク先の電子申請ページからも変更届出書（様式第3号）を提出することができる。

- (1) 企業及び事業者の名称
- (2) 住所または所在地
- (3) サポート内容

7 登録の辞退

登録企業及び事業者が登録継続の意思を失ったときは、交付した「特別支援学校就職サポート隊こうち」登録証を速やかに教育長へ返還する。

8 登録の取消し

教育長は、登録企業が「3 サポート内容」の各項に該当しないことが明らかになったとき、または法令に違反したとき、その他、登録企業及び事業者として適当でないと認めるときは登録を取り消すことができる。

9 事務局

- (1) 「特別支援学校就職サポート隊こうち」の事務処理をするため特別支援教育課に事務局を置く。
- (2) 事務局に事務局長、次長及び事務局員を置く。
- (3) 事務局長は、特別支援教育課長の職にある者を、次長には特別支援教育課長補佐の職にある者をもって充てる。

(4) 事務局員は、特別支援教育課の職員のうちから教育長が指名する。

10 その他

この要項に定めるもののほか、この要項の実施に必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、令和2年12月9日から施行する

この要項は、令和7年6月18日から施行する